

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応等について

令和2年2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が作成され、その後北海道から緊急事態措置が4月17日から5月31日の期間で実施された。

このため、施設の使用停止、各種催し（イベント）の開催中止等が全国的に行われた。

本市では旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、同会議が4月9日から現在まで必要に応じ開催されている。

また社会教育部では「新しい生活様式等に基づく旭川市社会教育施設利用ガイドライン」を作成し、所管施設に周知した。

文化会館ではこれらの決定を受け、臨時休館対応等を実施し、現在でも同感染症拡大防止のために様々な対策を実施している。

### 1 臨時休館対応

(1) 令和2年3月3日（火）から3月16日（月）まで

文化会館及び公会堂の新規利用受入の停止を実施した。

(2) 令和2年4月20日（月）から5月24日（日）まで

文化会館臨時休館による利用中止

利用者に5月6日までの臨時休館に対するお知らせを送付し、その後の休館延長についてはホームページ上で周知した。

### 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の使用中止等に伴う使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の使用中止等の場合に、既に支払った使用料等の全額還付手続を行っている。

(1) 令和元年度還付額（令和2年2月25日から3月31日まで受付分）

79件 1,758,665円（通常還付分は除く。）

(2) 令和2年度還付額（令和2年4月1日から7月31日まで受付分）

130件 4,493,360円（通常還付分は除く。）

### 3 集団受付対応

これまで毎月最初の平日に申込者を会議室に集め、1年後分利用の予約受付を行ってきた。3密防止等のため、令和2年度5月以降から現在まで電話及びFAX等による受付対応を実施している。

(1) 3月及び4月

通常対応

(2) 5月以降分

臨時対応（電話及びFAX等による受付）

前月21日から集団受付日の午前10時までの期間でFAX等により受付を行い、利用希望日が他の希望者と重複した場合電話連絡を行い抽選決定。

4 現在の館内の利用状況対応等

利用者及び催事主催者に対し、次の協力をお願いしている。

- (1) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- (2) 社会的距離の確保の徹底
- (3) 体調不良時の来館を控えてもらうよう協力をお願い
- (4) 客席使用率50%未満による会場使用協力をお願い及び減免対応

5 中止になった自主文化事業について

(1) 令和元年度

中止事業：「夢てんと」事業

当初開催予定時期：令和2年3月下旬の3日間

概要等：主に幼児・小学校低学年及びその保護者を対象に、展示室等で道内外の多くの劇団による人形劇等の催しを毎年度実施してきたが、感染症予防のために開催中止となった。

(2) 令和2年度

中止事業：「恐竜どうぶつ園」事業

当初開催予定時期：令和2年7月下旬

概要等：オーストラリアから主催者を招聘し、子ども向けに恐竜の着ぐるみショーを大ホールで実施する予定で準備を進めていたが、同感染症対策のため出入国制限措置が行われたことから開催中止となった。

6 客席使用率50%未満による会場使用協力に係る会場減免について

催事主催者に対してお知らせを送付した。

文化芸術の振興のため、現在大幅に縮小している文化芸術活動の発表の機会を確保することが必要であり、感染防止のため合唱祭や演奏会を自校で開催することが困難となった市内の小中学校や、入場料等の減少により催事等の開催が困難となった主催者を支援し、市民に文化芸術活動鑑賞の機会を提供することを目的とする。

国の制限措置が緩和され客席使用率が100%に戻った際に終了する予定。

- (1) 市内小中学校が主催者として実施する合唱祭や演奏会等に対し、全ての使用料を全額免除。
- (2) その他の主催者はホール本番基本使用料及び基本入場料割増を50%減免。

## 7 補正予算について

同感染症対策のため国の補助金を活用し補正予算を計上し、次の内容について実施を見込んでいる。

- ・ 検温機器の導入
- ・ 除菌用品等の購入
- ・ 空調（展示室）設備改修工事

## 8 参考用

- (1) 新しい生活様式等に基づく旭川市社会教育施設利用ガイドライン  
(社会教育部作成)
- (2) 公演を実施する際の新型コロナウイルスの感染症予防対策について  
(文化会館作成)
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う施設利用料の減免について  
(文化会館作成)

# 新しい生活様式等に基づく 旭川市社会教育施設利用ガイドライン

令和2年7月1日  
教育委員会社会教育部

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設での活動の両立を進めるために、国が示す「新しい生活様式」と北海道が宣言した「新北海道スタイル」の実践を図りながら、社会教育施設で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

## 「新しい生活様式」とは（実践例）

### **（１）一人ひとりの基本的感染対策**

感染対策の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

- 人との距離は、できるだけ2m空ける
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

### **（２）日常生活を営む上での基本的生活様式**

- まめに手洗い、手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝体温測定・健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

## 新北海道スタイル安心宣言（事業者が取り組む7つのポイント）

1. スタッフのマスク着用や手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
6. 来庁者にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. 施設内掲示やホームページなどを活用し、施設の取組を市民に積極的にお知らせしましょ。（感染症対策の可視化（見える化））

# 1 基本的な感染症対策の実施

## ○体調不良の方の活動自粛

- ・各自が事前に検温するなどし、のどの痛み、発熱等の症状や咳が出たり息苦しいなど、体調がすぐれない方の利用は控える。

## ○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行う。
- ・施設内では可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ・使用終了後には、机やドアノブ等、手が触れる箇所等の消毒を行う。

## ○「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で活動する

### 密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

(対策例)

- ①人の密度を下げるために、会議室の席の間隔を広く取ったり、ホール内では着席可能な席の配置を考慮するなどの対策を行う。
- ②対人距離を確保して活動する。(できるだけ四方2mを空けることを目安に)なるべく、対面方式は避ける。
- ③ホール等では収容定員の半分以下とするなど、入場人数に配慮する。
- ④利用者が集まりそうな場所については、分散させるための工夫(案内役の配置など)を行う。

### 密接しない 飛沫を発生させないように工夫する。

(対策例)

- ①近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ②大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ③息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ④飲食を伴う活動を行う場合は手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話はできるだけ控える。

### 密閉しない 換気を徹底する。

(対策例)

- ①可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気をしながら使用する。
- ②それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。
- ③窓の開閉が難しい場合や、劇場や音楽堂などについては、空調設備等により換気を確保する。

- ・活動終了後は、できるだけ速やかに退館する。

### ○施設利用者への協力要請

- ・施設の入口等に上記の感染防止対策を掲示する。
- ・イベントの主催者や利用団体の代表者に対して、事前に本ガイドラインの内容を周知し、協力を要請する。

## 2 イベント実施における留意点

- ・参加人数の目安は施設の収容定員の半分の人数とする。
- ・会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないもの。
- ・参加者が特定できること。

## 3 特に注意する活動

○集団感染リスクが高いと思われる下記の活動などは、施設管理者や主催者双方において十分に感染予防対策をとること。

- 専ら運動することを目的とした活動  
（例） 踊り，ダンス，体操，運動 など
- 大きな声を出すことや歌うこと（大きなホール等での公演除く）  
（例） 合唱，カラオケ，詩吟，民謡，謡曲 など
- 調理，会食を伴う活動
- 密接が避けられない活動  
（例） 囲碁，将棋，麻雀 など

## 4 活動日の参加者等の把握

主催者や代表者は、講座や会議等での使用の場合は参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておくこと。（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。利用団体が2週間保管する）

## 5 対象施設向けガイドラインの遵守

国並びに全国公民館連合会，全国公立文化施設協会，日本図書館協会及び日本博物館協会などの関係団体等から対象施設向けに発出されたガイドラインについては，その内容に従い対策を取るものとする。

## 6 本ガイドライン対象施設（社会教育部所管施設）

対象施設名	問い合わせ先	
旭川市民ギャラリー	文化振興課	0166-25-7558
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	彫刻美術館	0166-46-6277
旭川市井上靖記念館	井上靖記念館	0166-51-1188
旭川市民文化会館 旭川市公会堂	市民文化会館	0166-25-7331
旭川市大雪クリスタルホール	大雪クリスタルホール	0166-69-2000
旭川市内各公民館	公民館事業課	0166-61-6194
旭川市内各図書館	中央図書館	0166-22-4174
旭川市科学館サイパル	科学館	0166-31-3186
旭川市博物館	博物館	0166-69-2004

## 7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年7月1日から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。

令和2年5月

公演主催者のみなさん

旭川市民文化会館 館長

公演を実施する際の新型コロナウイルスの感染予防対策について（お願い）

旭川市民文化会館では施設の再開に際し、利用者と職員の安全を確保するため、公演主催者のみなさんに対しまして、新型コロナウイルスの感染予防対策として次の対策を講じてくださいますようお願いいたします。

なお、公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、必要な措置を講じるよう協議させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、公演主催者のみなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### <公演前の対策>

##### (1) 入場制限

- 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
  - 開場・休憩時間の延長
  - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
  - 入場待機列の設置
  - 日時や座席の指定予約による人数調整
  - 大人数での来館の制限 等
- 来場者が多数になることが見込まれる公演については、北海道において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

##### (2) 来場者との関係

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知してください。
- 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するよ



うにしてください。

- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

### (3) 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

## <公演当日の対策>

### (1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

### (2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
  - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
  - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ 貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

### (3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。

- 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めてください。
- 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

#### （４）公演関係者の感染防止策

- 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

#### （５）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- 速やかに、当館、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

#### （６）物販

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。

- パンフレット等の物販を行う場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
  - 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
  - ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
  - 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
  - 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- (7) 来場者の退場時の対応
- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
  - 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

<公演後の対策>

- 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

(問合せ) 旭川市民文化会館

電話 0166-25-7331

旭文化第37号  
令和2年7月3日

令和2年度中にホール・展示室で催事を行う主催者各位

旭川市民文化会館 館長

### 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う施設使用料の減免について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、屋内の催事等では3密の回避として収容率50%の制限がかけられていること等により、文化芸術活動等の実施が困難な状況にあります。市内の芸術・文化の振興のためには、現在、大幅に縮小している文化芸術活動の発表の機会を確保することが必要でありますことから、入場料等の減少により催事等の開催が困難となった主催者に対しまして、文化ホールの施設使用料を減免することにより開催を支援し、発表の機会を確保します。併せて、入場制限等の中で行われる文化芸術活動に市民が接する機会を増やし、新しい生活様式による鑑賞方法をより一層市民に浸透されることを目的に、施設使用料の減免を次のとおり実施します。

#### 1 対象

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づき行われる催事等

#### 2 減免の内容

##### (1) ホール

本番基本使用料及び基本入場料割増 50%減免

##### (2) 展示室

使用期間が5日以上の場合は最大2日間の基本使用料を、4日以下の場合は1日の基本使用料を減免

※ これ以外の会議室等の使用料、リハーサル料、物件費、冷暖房料等は減免になりません。

#### 3 減免の期間

ホールの収容人数50%の制限を行っている期間

※ 制限の解除になった時点で減免前の通常料金とします。ただし、50%の収容率等入場制限のままで利用される場合は減免後の料金のままとします。

#### 4 申請方法

別紙 使用料減免申請書（専用様式）を文化会館事務室に持参又は郵送願います。

#### 5 その他

詳細につきましては、文化会館までお問合せください。

担 当

〒070-0037 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館  
電話 0166-25-7331 FAX 0166-22-3526  
メールアドレス siminbunka@city.asahikawa.lg.jp